



令和 7 年 11 月 4 日

各校奨学金ご担当者様

公益財団法人 岩城留学生奨学会
理事長 岩 城 慶太郎

令和 8 年度 (2026 年度)

能登半島地震被災者奨学生募集について

平素は当財団に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件、別添の当財団「能登半島地震被災者奨学金支給規程」に則り、令和 8 年度 (2026 年度) の奨学生募集を行います。

被災状況、経済状況等を勘案し、修学継続のため経済支援を必要とし、将来能登復興の担い手となり得る人物への奨学支援を考えています。貴学在学中の学生または卒業生等へのお知らせをお願いいたします。

なお、当財団「能登半島地震被災者奨学生選考審査委員会」に諮った上、令和 8 年 3 月までに採用者の内定を行う予定です。

記

1. 応募資格

- ① 本人が令和 6 年能登半島地震で被災した学生
- ② 大学、大学院、専修学校、短期大学、高等学校、高等専門学校に在籍する学生
- ③ 能登復興の担い手となり得る人物
- ④ 日本政府（自治体を含む）または他の財団等から奨学金の支給を受けていない者

2. 提出書類

- ① 奨学金受給申請書（様式 1）
- ② 罹災証明書
- ③ 住民票
- ④ 在学証明書（令和 7 年応募時に在学している学校）または合格証明書（令和 8 年 4 月入学予定の学校）
- ⑤ 小論文
テーマ「能登の未来に向けて、私が今後取り組みたいこと」
800 字以内・様式自由（word 等を使用して作成しても、原稿用紙等に記載しても様式は自由です。）

注）罹災証明書で家族状況が確認できない場合は家族全員が記載された住民票を提出してください。

奨学金の給付が内定した方には令和 8 年 4 月に改めて在学証明書を提出していただき、在学確認後に奨学金を支給します。奨学金給付期間内に在学確認、修学状況の確認を複数回行うことがあります。

3. 書類提出方法

応募者本人が(2)の書類を問い合わせ先記載の住所に郵送または、PDFでメール送信して下さい。

書類に不備等がある場合には申請書記載のメールアドレスに問い合わせさせていただきます。必ず連絡が取れるメールアドレスを記入してください。連絡が取れない場合は応募を無効にさせていただくことがあります。

必要書類が提出できない場合、応募は無効とさせていただきます。

応募書類は返却しません。

4. 選考審査の予定

応募締切：令和8年2月27日(金)(必着)

書類選考：令和8年3月

内 定：令和8年3月

在学確認：令和8年4月

5. 奨学金

① 支給額 月額10万円

② 支給期間 令和8年4月～令和9年3月(1年間)

次年度以降も奨学金の給付を希望する場合には、改めて応募してください。

お問合せ先

公益財団法人岩城留学生奨学会 事務局長 河原佳子

〒103-8403 東京都中央区日本橋本町四丁目8番2号

(アステナホールディングス株式会社内)

TEL : 03-6627-0234 FAX : 03-6627-0244

E-mail : kawah-y@iwakizaidan.org

以上

能登半島地震被災者奨学金支給規程

公益財団法人 岩城留学生奨学会

能登半島地震被災者奨学金支給規程

(奨学生の資格)

第1条 能登半島地震被災者奨学金の支給を受ける者は、次に掲げるいずれかの資格を有しなければならない。

ただし、日本政府（自治体を含む）または他の財団等からの奨学金の支給を受けている者は除く。

- (1) 本人が令和6年能登半島地震で被災した学生。
- (2) 大学、大学院、専修学校、短期大学、高等学校、高等専門学校に在籍する学生。
- (3) 能登復興の担い手となり得る人物。

(奨学金の支給金額)

第2条 奨学金の額は月額10万円とする。

(奨学金の支給期間)

第3条 奨学金を支給する期間は原則として1ヶ年とする。ただし、対象学年に在学中は支給期間終了後の応募を拒まない。

(奨学金の交付)

第4条 奨学金は原則毎月一定の日に、直接本人に交付する。ただし、諸事情を考慮し、2ヶ月、3ヶ月または6ヶ月に一度の交付とすることができる。

(支給金額の変更)

第5条 受給者に特別な事情が生じたときは、支給金額を変更することができる。

(応募手続き)

第6条 奨学金の受給を希望する者は、次の書類を本会理事長に提出しなければならない。

- (1) 奨学金受給申請書
- (2) 罹災証明書
- (3) 住民票
- (4) 在学証明書または合格証明書
- (5) 小論文
- (6) その他必要とする書類

(奨学生の決定)

第7条 奨学生は、前条の出願者の中から選考審査委員会を経て、翌年3月中旬までに本会の理事長が決定する。

(奨学生の義務)

- 第8条 (1) 奨学生は休学、復学、転学又は退学したとき、3ヶ月以上欠席したとき、又は身分、住所その他重要事項に異動があったときは遅滞なくその旨を本会に届けなければならない。
- (2) 奨学生は本会に出向くように要請があったときは、特別な事由がない場合これに応じなければならない。

(奨学金の休止、停止及び期間の短縮)

- 第9条 (1) 奨学生が休学し、又は3ヶ月以上欠席したときは、奨学金の支給を休止又は支給期間を短縮することができる。
- (2) 学業又は性行等の状況により、奨学生としての適性を欠くと認められたときは奨学金の支給を停止することができる。

(奨学金の復活)

- 第10条 前条(1)項により奨学金の支給を休止又は期間を短縮された者について、その事由が止んだと認めたときは、奨学金の支給を復活することができる。

(奨学金の廃止)

- 第11条 奨学生が次の(1)から(5)までのいずれかに該当すると認められたときは奨学金の支給を廃止することができる。
- (1) 本会への提出書類の記載事項に虚偽が発見されたとき。
- (2) 退学したとき。
- (3) 第8条の履行を故意に怠ったとき。
- (4) その他奨学生としての資格を失ったとき。

(転学)

- 第12条 奨学生が転学したときは、特別な事情があると認められる場合を除き、奨学金を辞退したものと見なす。

(奨学金の返納)

- 第13条 奨学金の交付の前後において、第9条又は第11条の事由が生じていたことが判明した場合は、既に交付した奨学金の全部又は一部を返納させることができる。

附 則

(施行)

この規程は、令和6年6月10日から施行するものとする。

[改定履歴]

年 月 日	施行・改訂	摘 要
令和6年6月10日	施行	

奨学金受給申請書

公益財団法人 岩城留学生奨学会 理事長 殿

フリガナ 氏 名				性別	男・女
国 籍			生年月日	年	月 日 歳
令和8年4月在籍校 学部・学科 学年				入学	年 月
				卒業・修了予定	年 月
学 歴	中学校			入学	年 月
				卒業	年 月
	高等学校			入学	年 月
				卒業	年 月
					年 月
					年 月
					年 月
本 人		現住所 〒		写 真	
		携帯 TEL		E-mail	
保護者		氏名		(縦5 cm×横4 cm、上半身、最近3か月以内に撮影したもの)	
		現住所 〒			
		TEL			
		E-mail			
罹災状況		被災住家の所在地			
		住家の被害の程度		☐ 全壊 ☐ 大規模半壊 ☐ 中規模半壊 ☐ 半壊 ☐ 準半壊 ☐ 一部損壊	
		被災状況の詳細			

経済状況	☐ 学生本人のアルバイト収入減
	☐ 学生本人の負傷による支出増
	☐ 被災による学習教材等の損失
	☐ 学生本人の被災による避難・転居による支出増
	☐ 生計維持者の被災による収入減
	☐ 生計維持者の負傷・死亡・安否不明
	☐ 生計維持者の被災による避難・転居による支出増
	☐ 生計維持者の被災による家屋・家財等の修繕・買い替えによる支出増
	経済状況の詳細
現在の修学状況と 今後の進路予定・希望	
以上の記載に相違ありません。 貴会奨学生として採用の上、奨学金の給付を受けたく、お願い申し上げます。 本人 令和 年 月 日 署名 _____ (自筆)	